日向市告示第18号

日向市金入設計書の情報提供に関する要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、情報公開事務の簡素化及び迅速化を図り、もって市政の透明性の向上に寄与することを目的とし、日向市情報公開条例（平成12年日向市条例第46号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、公共工事に係る単価及び金額の記載された設計書（業務委託に係るものを除く。以下「金入設計書」という。）の情報提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（情報提供の対象）

第２条　情報提供の対象とする金入設計書は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(１)　当該金入設計書に係る工事における契約者が決定していること。

(２)　条例第７条各号のいずれかに該当する情報が含まれないこと。

(３)　次条第１項の申込書を提出する日の属する年度及び前年度に契約した公共工事であること。

２　情報提供を申し込むことができる者は、条例第５条第１項に掲げる者とする。

３　実施機関（条例第２条第１号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）は、前項に掲げる者以外の者から情報提供の申し込みがあった場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

（情報提供の申込手続）

第３条　情報提供を申し込む者は、金入設計書情報提供申込書（別記様式）を実施機関に提出しなければならない。

２　前項の申込書は、当該金入設計書に係る事業を担当する課ごとに提出しなければならない。

（情報提供の方法）

第４条　金入設計書の情報提供は、原則電子メールによる交付の方法により行うものとする。ただし、

　電子メールによる交付の方法が困難である場合又は申込者からの希望があった場合は、写しの交付、電磁的記録の複製交付又は閲覧の方法により行うことができるものとする。

２　実施機関は、前条に規定する申込書を受け付けたときは、当該申込書を受け付けた日の翌日から起算して７日以内（日向市の休日を定める条例（平成２年日向市条例第10号）第２条第１項に規定する休日を除く。）に情報提供するものとする。前項ただし書きに規定する場合にあっては、この限りでない。

（費用）

第５条　情報提供に要する費用は、条例第15条の規定を準用する。

（委任）

第６条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

別記様式（第３条関係）

年　　月　　日

（宛先）

住所

氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

金入設計書情報提供申込書

日向市金入設計書の情報提供に関する要綱第３条第１項の規定により、次のとおり金入設計書の情報提供を申し込みます。

|  |
| --- |
| 工事名 |
| 電子メールアドレス |  |

提供方法は、原則電子メールでの提供となります。

その他の提供方法をご希望の場合は、下記の該当番号に○印を付けてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| その他の提供方法 | １　写しの交付 | 受取方法 | １　来庁　・　２　郵送 |
| ２　展示的記録の複製（CD-R等）での交付 | 受取方法 | １　来庁　・　２　郵送 |
| ３　閲覧 |